ヘ　決済の確保　取引参加者は、(4)で定められた方法により、決済を行うとともに、卸売業者は、事業報告書を作成して開設者に提出し、閲覧の申出があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させること。

ト　売買取引の結果等の公表　卸売業者は、売買取引の結果等を公表すること。

(6)　(5)に定める事項以外の遵守事項が定められている場合には、当該遵守事項が(5)に定める事項の内容に反するものでないこと、取引参加者の意見を聴いて定められていること等の要件に適合するものであること。

(二)　公示

農林水産大臣は、(一)の認定をしたときは、当該認定を受けた卸売市場（以下「中央卸売市場」という。）の名称等を公示するものとした。（第四条第六項関係）

(三)　監督措置

農林水産大臣は、中央卸売市場の開設者に対し、次の措置を講ずるものとした。

(1)　指導及び助言（第九条関係）

(2)　措置命令（第一〇条関係）

(3)　認定の取消し（第一一条関係）

(4)　報告及び検査（第一二条関係）

5　地方卸売市場の認定制度

(一)　地方卸売市場の認定

卸売市場であって、4の(一)の要件（(5)のホに係る部分を除く。）に適合しているものは、都道府県知事の認定を受けて、地方卸売市場と称することができるものとした。（第一三条第一項～第五項関係）

(二)　公示

都道府県知事は、(一)の認定をしたときは、当該認定を受けた卸売市場の名称等を公示するものとした。（第一三条第六項関係）

(三)　準用

4の(三)の規定等を(一)の認定に準用することとした。（第一四条関係）

6　助成

国は、中央卸売市場の開設者であって二の4の(二)の認定を受けたものが当該認定に係る計画に従って施設の整備を行う場合には、予算の範囲内において、費用の一〇分の四以内を補助することができるものとした。（第一六条関係）

二　食品流通構造改善促進法の一部改正関係

1　題名

題名を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」とすることとした。（題名関係）

2　目的

この法律は、食品等の流通が農林漁業者と一般消費者とをつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等の流通の合理化を図るため、農林水産大臣による基本方針の策定及び食品等流通合理化計画の認定、その実施に必要な支援措置その他の措置を講ずるとともに、食品等の取引の適正化を図るため、農林水産大臣による調査の実施その他の措置を講じ、もって農林漁業及び食品流通業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

3　定義

(一)　「食品等」とは、次に掲げる物（医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品を除く。）をいうものとした。

(1)　飲食料品

(2)　花きその他農林水産省令で定める農林水産物

(3)　農林水産物を原料又は材料として製造し、又は加工したものであって、農林水産省令で定めるもの

(二)　「食品等の流通」とは、食品等の輸送、保管、販売その他の取扱いの過程をいうものとした。

(三)　「食品等の流通の合理化」とは、食品等の流通の経費を削減するために行う食品等の流通の効率化その他の措置又は食品等の価値を高め、若しくは新たな需要を開拓するために行う食品等の流通における品質管理若しくは衛生管理の高度化その他の措置をいうものとした。

(四)　「食品等の取引の適正化」とは、食品等の取引が適正に行われるようにするために行う食品等の取引条件の改善その他の措置をいうものとした。（第二条関係）

4　食品等の流通の合理化のための措置

(一)　食品等の流通の合理化に関する基本方針

農林水産大臣は、食品等の流通の合理化を図る事業（以下「食品等流通合理化事業」という。）を実施しようとする者が講ずべき次に掲げる措置等に関する事項等を定める食品等の流通の合理化に関する基本方針を定めるものとした。（第四条関係）

(1)　食品等の流通の効率化に関する措置

(2)　食品等の流通における品質管理及び衛生管理の高度化に関する措置

(3)　食品等の流通における情報通信技術その他の技術の利用に関する措置

(4)　食品等に係る国内外の需要への対応に関する措置

(二)　食品等流通合理化計画

食品等流通合理化事業を実施しようとする者は、食品等流通合理化事業に関する計画（以下「食品等流通合理化計画」という。）を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができるものとした。（第五条関係）

(三)　支援措置

食品等流通合理化計画の認定を受けた者に対する支援措置として、次に掲げる措置を講ずることとした。

(1)　株式会社日本政策金融公庫による資金の貸付け等（第七条及び第八条関係）

(2)　株式会社農林漁業成長産業化支援機構による出資等（第九条～第一二条関係）

(3)　食品等流通合理化促進機構による債務保証等（第一六条～第二六条関係）

5　食品等の取引の適正化のための措置

(一)　食品等流通調査

農林水産大臣は、食品等の取引の適正化のため、食品等の流通に関する調査を行うものとした。（第二七条関係）

(二)　食品等流通調査に基づく措置

農林水産大臣は、(一)の調査の結果に基づき、指導及び助言等の措置を講ずるものとした。（第二八条関係）

(三)　公正取引委員会への通知

農林水産大臣は、食品等の取引に関し、不公正な取引方法に該当する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し通知するものとした。（第二九条関係）

三　附則

1　経過措置等

この法律の施行に関し必要な経過措置を整備するほか、関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第二条～第一〇条及び第一二条～第三二条関係）

2　施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、一の規定については、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇鉄道軌道整備法の一部を改正する法律（法律第六三号）（国土交通省）

1　激甚災害に係る災害復旧事業に係る補助制度の追加

(一)　政府は、鉄道軌道整備法第八条第四項に定めるもののほか、同法第三条第一項第四号に該当する鉄道に係る災害復旧事業が次のいずれにも該当するときは、予算の範囲内で、当該災害復旧事業に要する費用の一部を補助することができることとした。（第八条第五項関係）

(1)　激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二条第一項に規定する激甚災害その他これに準ずる特に大規模の災害として国土交通省令で定めるものに係るものであること。

(2)　当該災害復旧事業の施行が、民生の安定上必要であること。

(3)　当該災害復旧事業に要する費用の額が、当該災害復旧事業に係る災害を受けた日の属する事業年度（(4)において「基準事業年度」という。）の前事業年度末から遡り一年間における当該鉄道の運輸収入に政令で定める数を乗じて得た額以上であること。

(4)　基準事業年度の前事業年度末から遡り三年間（基準事業年度の前事業年度末において当該鉄道がその運輸開始後三年を経過していない場合にあっては、当該運輸開始後基準事業年度の前事業年度末までの期間）における各年度に欠損を生じている鉄道に係るものであること。

(二)　(一)による補助を受けた鉄道事業者については、配当の許可制の対象としないこととした。（第一五条の二関係）